

売払番号:第5号

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | |
|---------------------------------|-------------|----------------|
| 物品番号 | NSN | 仕 様 書 番 号 |
| 缶(油類が付着した)・ペットボトル類売払い (年間契約) | 都城-Z-000012 | |
| | 作 成 | 令和6年 2月20日 |
| | 変 更 | 年 月 日 |
| | 作成部隊等名 | 都城駐屯地業務隊補給科糧食班 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、都城駐屯地糧食班から発生する缶(油類が付着した)・ペットボトル類売払い(年間契約)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる次の文書は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

1.4 概要,種類 予定時期重量

| 売払う物の種類 | 性状・具体例等 | 売払の重量 (年間予定重量) |
|----------------|----------------------|-------------------|
| 缶 (油類が付着した) | 糧食班で発生する事業系缶をコンテナに集積 | 494KG |
| ペットボトル | 750ポリ袋に梱包して集積 | 31KG |

都城駐屯地業務隊補給科糧食班集体積場に集積された缶・ペットボトルを売払うものである。

2 一般共通事項

2.1 売払い対象品目・量

売払い対象品目及び量は、1.4のとおりとする。

2.2 要領

官側の連絡により、業者側で現地収集する。契約を年間とする。

履行完了 官側と連絡による。(概ねの基準連絡より、2週間以内)

2.3 搬出作業時の施設等の損傷

作業中、駐屯地施設に損傷を与えた場合は、請負業者の負担において修復する。

2.4 清掃

集積場所の清掃は、官側が実施するものとする。

3 1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 収集条件

4.1 収集に関わる人員

当該収集作業に関わる契約の相手の作業人員は、駐屯地警備及び搬出の効率化を鑑み2名以上4名未満とし、搬出日に作業が完了するものとする。

5 その他の指示

5.1 輸送

当該紙類輸送は、契約の相手方が実施する。

5.2 駐屯地施設への立入り

駐屯地施設への立入りについては、当該駐屯地の定めるところによる。

5.3 仕様書に関する疑義

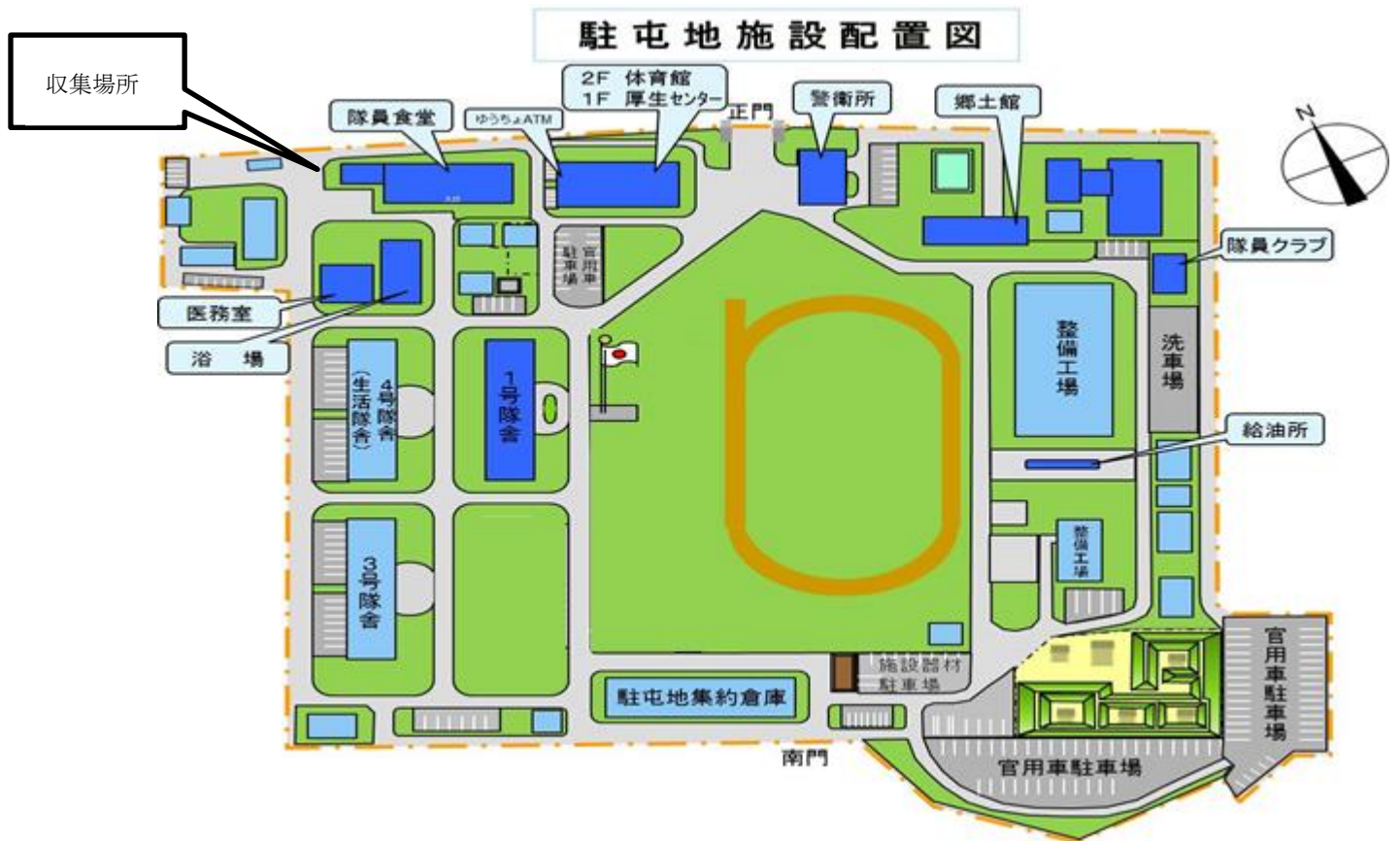
この仕様書に疑義を生じた場合は、係官の指示を受けるものとする。

5.4 場所、駐屯地図

当該紙類手集

収集場所は、図1 駐屯地施設図による。

図1 駐屯地施設図



注記 大型車通行可能